

# 参考資料

## 1 市民意見の反映

### (1) 市民意識調査の実施概要

計画の見直しにあたり、市民の暮らしの状況やニーズ等を把握し、よりよい福祉行政をすすめるための基礎資料とすることを目的として、市民に対してアンケート調査を実施しました。

#### ■調査の実施方法・配布回収状況等

- ①調査対象：市内在住の20歳以上から70歳未満の男女3,000名を住民基本台帳より無作為に抽出  
※回収率が低い傾向にある20代・30代の意向も捉えていくことができるよう、5年前の調査の際と同様に年代によって配布の割合を調整している。(20代:25%, 30代:22%, 40代:20%, 50代:18%, 60代:15%)
- ②調査方法：郵送による配布回収。回答はパソコン、スマートフォン等を用いてインターネットでの回答も受け付けた。
- ③調査期間：令和3年7月20日(火)～令和3年8月16日(月)
- ④回収状況：配布数3,000件中、有効回収数は743件(有効回収率24.8%)

### (2) 市民意識調査結果の概要

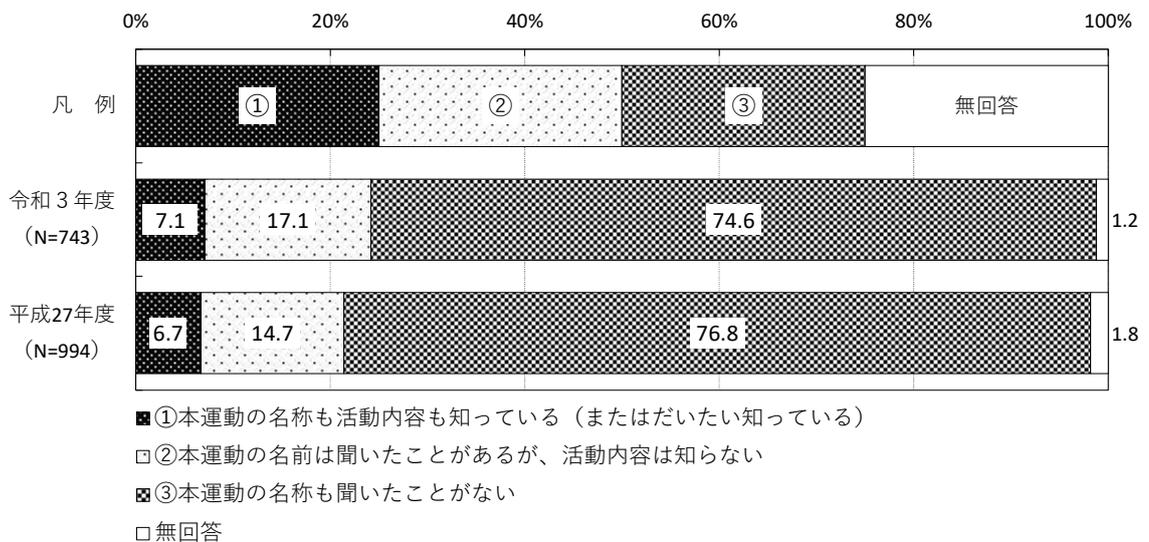
#### <回答者の属性>

- ・性別は女性が6割弱、男性が4割弱と女性の回答割合が高くなっています。年齢は20代が14%でやや低いものの、それ以外は各年代2割前後で年代のバランスの取れた回収結果となっています。
- ・家族構成は、親と子からなる世帯が5割強、夫婦のみが2割弱、一人暮らしが1割強となっています。
- ・居住形態は、賃貸(マンション・アパート)と持ち家(一戸建て)、が約4割、持ち家(マンション)が1割弱となっており、前回調査と比較すると、持ち家(一戸建て)が微減、賃貸(マンション・アパート)が微増となっています。

<隣近所や地域との関わりについて>

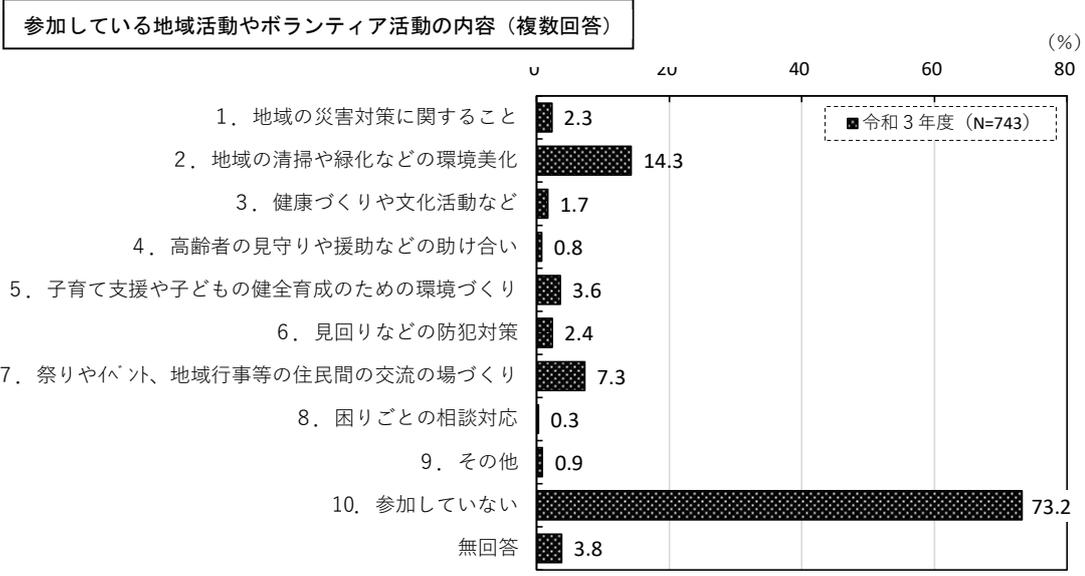
- ・大半の方（8割以上）の方が近所との何らかの関わりがあるなど、**市民の多くが隣近所と接点があることがうかがえるものの**、「あいさつをする程度」や「会えば、立ち話をする程度」といった関係が多くを占めています。一方で、「ほとんど付き合いはない」という回答も**2割弱**みられます。
- ・あいさつ運動を『知っている』（「名称も活動内容も知っている」＋「名前は聞いたことがある」）方は**2割強**であり、**7割強の市民が知らない状況**となっています。前回調査に比べて『知っている』と回答した方が僅かに増えているものの、多くの市民に認知されていない状況にあります。
- ・自治会へは**4割弱**が加入しており、**6割強の世帯は加入していません**。前回調査と比べても加入率は高くなっておらず、ほとんど差はみられません。

「まちでニッコリあいさつ・声かけ運動」の認知度（単数回答）



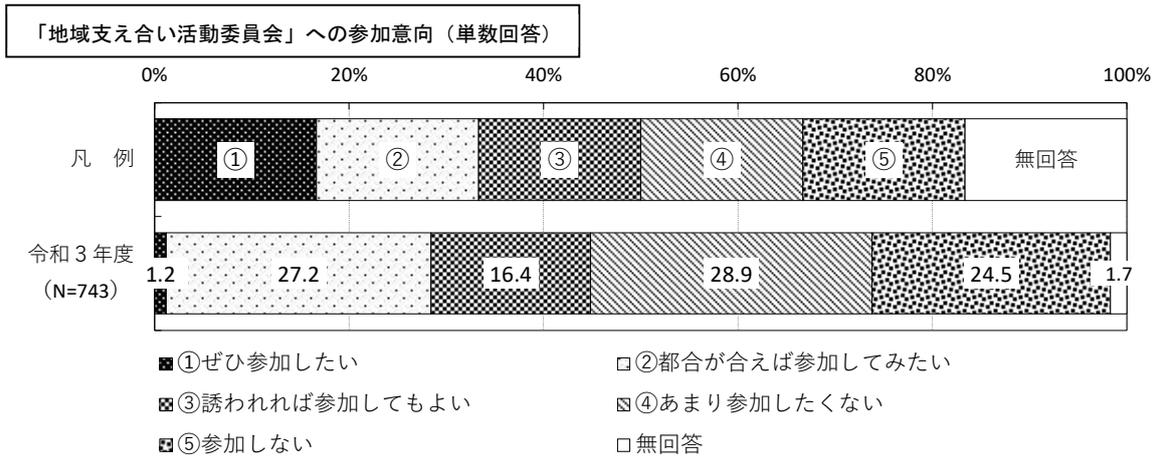
<地域活動やボランティア、地域支え合い活動委員会について>

- ・地域活動やボランティア活動の参加状況についてみると、「参加していない」が**7割強**で最も多く、次いで、「地域の清掃や緑化などの環境美化」、「祭りやイベント、地域行事等の住民間の交流の場づくり」と続いています。なお、「参加していない」は20代や30代で多い傾向にあります。
- ・地域活動やボランティア活動に参加しやすくなるための状況等を尋ねたところ、「気軽に参加できる活動やしゅくみがある」や「活動内容が分かる情報の発信・提供がある」といった回答が多い状況にあります。



<地域支え合い活動委員会について>

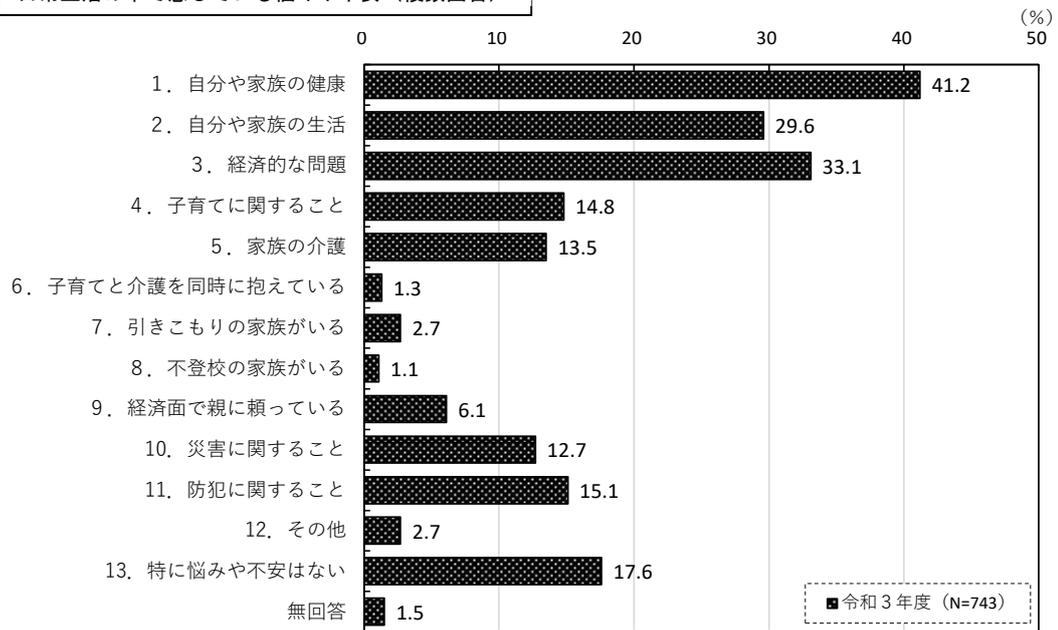
- ・「地域支え合い活動委員会」の認知度を尋ねたところ、「名前も聞いたことがない」が約8割と大半を占め、**全体的に取組みへの認知度が低い状況がうかがえます。**
- ・「地域支え合い活動委員会」への参加意向を尋ねたところ、『参加したい・参加しても良い』（「ぜひ参加したい」＋「都合が合えば参加してみたい」＋「誘われれば参加してもよい」）が**4割強（44.8%）**みられることから、**積極的な参加の働きかけが期待されます。**



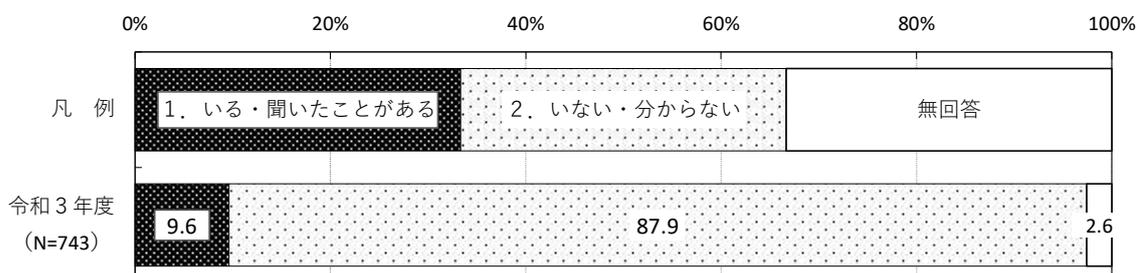
<日常生活の課題や相談先について（回答者自身や家族のこと、お住まいの地域のこと）>

- ・日常生活の悩みや不安を尋ねたところ、「自分や家族の健康」、「経済的な問題」、「自分や家族の生活」などに関して不安を抱えている方が3～4割程度みられます。また、割合は少ないものの、『引きこもりや不登校の家族がいる』（「7. 引きこもりの家族がいる」+「8. 不登校の家族がいる」という回答も3.8%みられ、年代別では「50代」で5.9%、「40代」で4.6%の回答がみられます。
- ・悩みや不安を感じたとき、相談したい相手について尋ねたところ、「家族・親戚」や「友人」など身近な相手への相談が大半を占めています。一方で1割強の方が「相談していない・したくない」と回答しており、悩み事を一人で抱えている状況もうかがえます。
- ・地域で課題や困難を抱えていながら、どこの相談先にもつながっていない（ように見える）方の有無を尋ねると、大多数は「いない・分からない」とする回答が占めていますが、「いる・聞いたことがある」とした回答も9.6%見られました。

日常生活の中で感じている悩みや不安（複数回答）



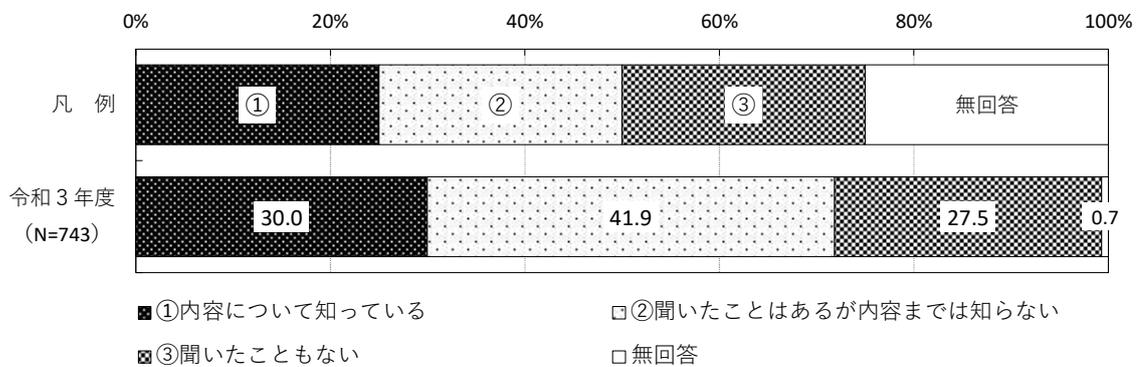
地域で課題や困難を抱えているが、相談先につながらない（ように見える）方の有無（単数回答）



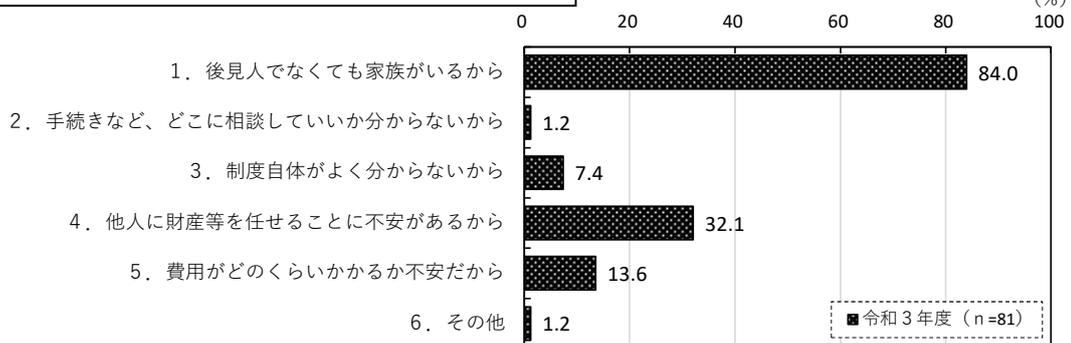
## <成年後見制度の利用について>

- ・成年後見制度については、名前くらいは聞いたことがあるという方が多いが、一方で「聞いたこともない」という方が3割弱となっています。
- ・将来における成年後見制度の利用意向を尋ねると、「分からない」が5割弱で最も多く、「利用したい」は4割強、「利用したいと思わない」が約1割となっています。
- ・『成年後見制度を利用したいと思わない』と回答した方へ、その理由を尋ねると、「後見人でなくても家族がいるから」が8割強と大半を占めています。一方で、費用や相談先、手続き方法などがわからないという回答も一定程度みられ、制度の周知が求められる状況にあります。

成年後見制度の認知度（単数回答）



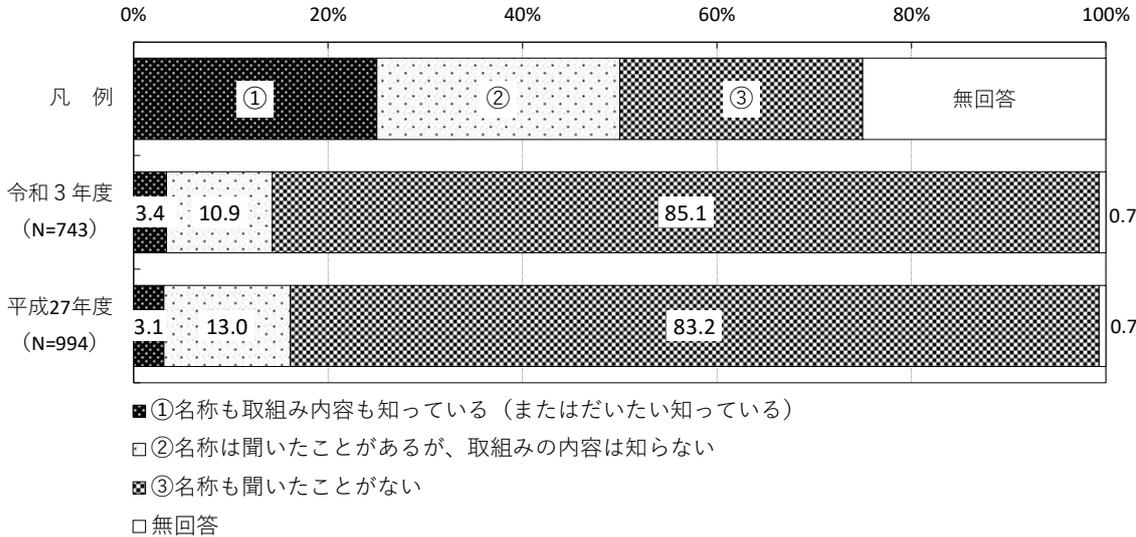
成年後見制度を利用したいと思わない理由（複数回答）



<災害への備えや災害時に必要な支え合い等について>

- ・災害時に必要な支え合いについて尋ねたところ、「災害直後の安否確認の声かけ」が約7割で最も多く、次いで、「避難場所などへの移動を手伝う」や「災害状況や避難場所に関して教えあう」が6割強で続いています。
- ・災害時要援護者登録制度の認知状況についてみると、「名称も聞いたことがない」が9割弱を占めています。前回調査との比較を見ても本制度の認知状況は低いままとなっていることから、登録制度の周知及び登録促進を図っていく必要があります。

「避難行動要支援者名簿」の認知度（単数回答）



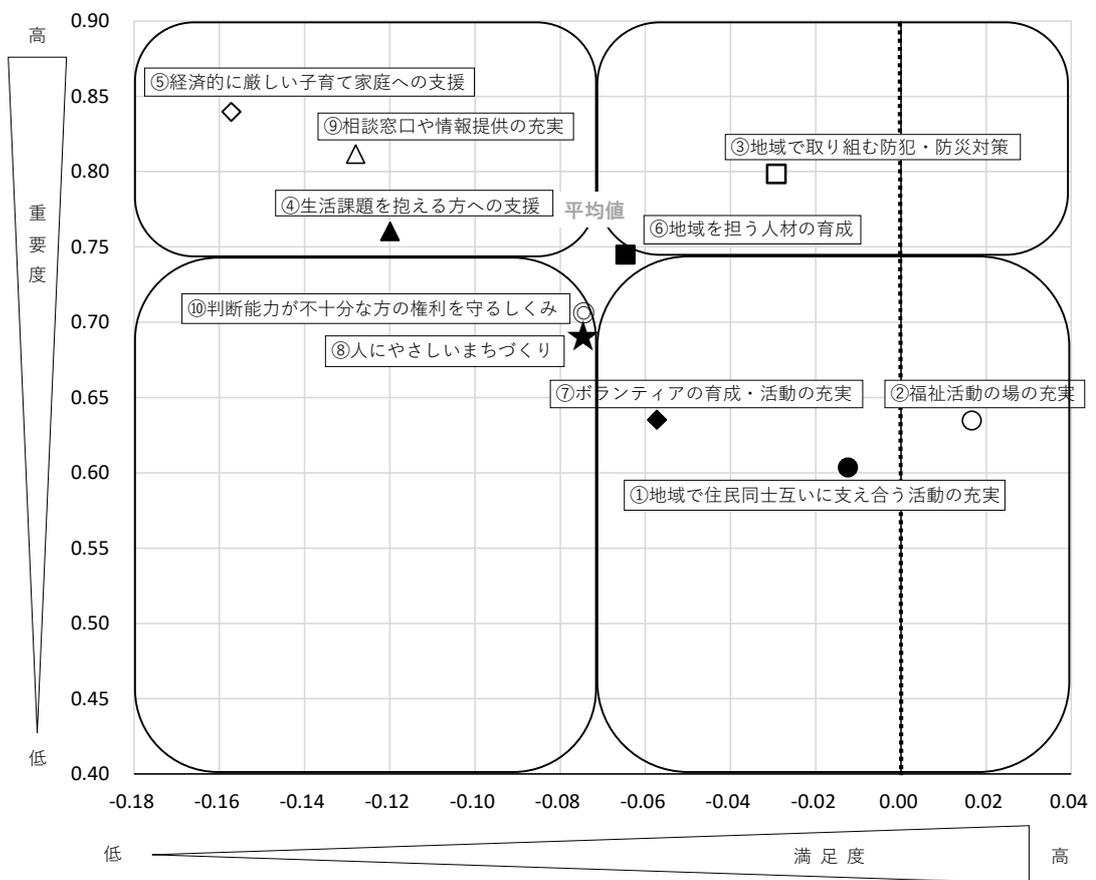
<第三次宜野湾市地域福祉計画の認知度について>

- ・第三次宜野湾市地域福祉計画の認知状況についてみると、「名称も内容も知らない」が9割弱を占めており、同計画が市民に認知されていない状況となっています。

### <地域福祉の取組みの満足度・重要度について>

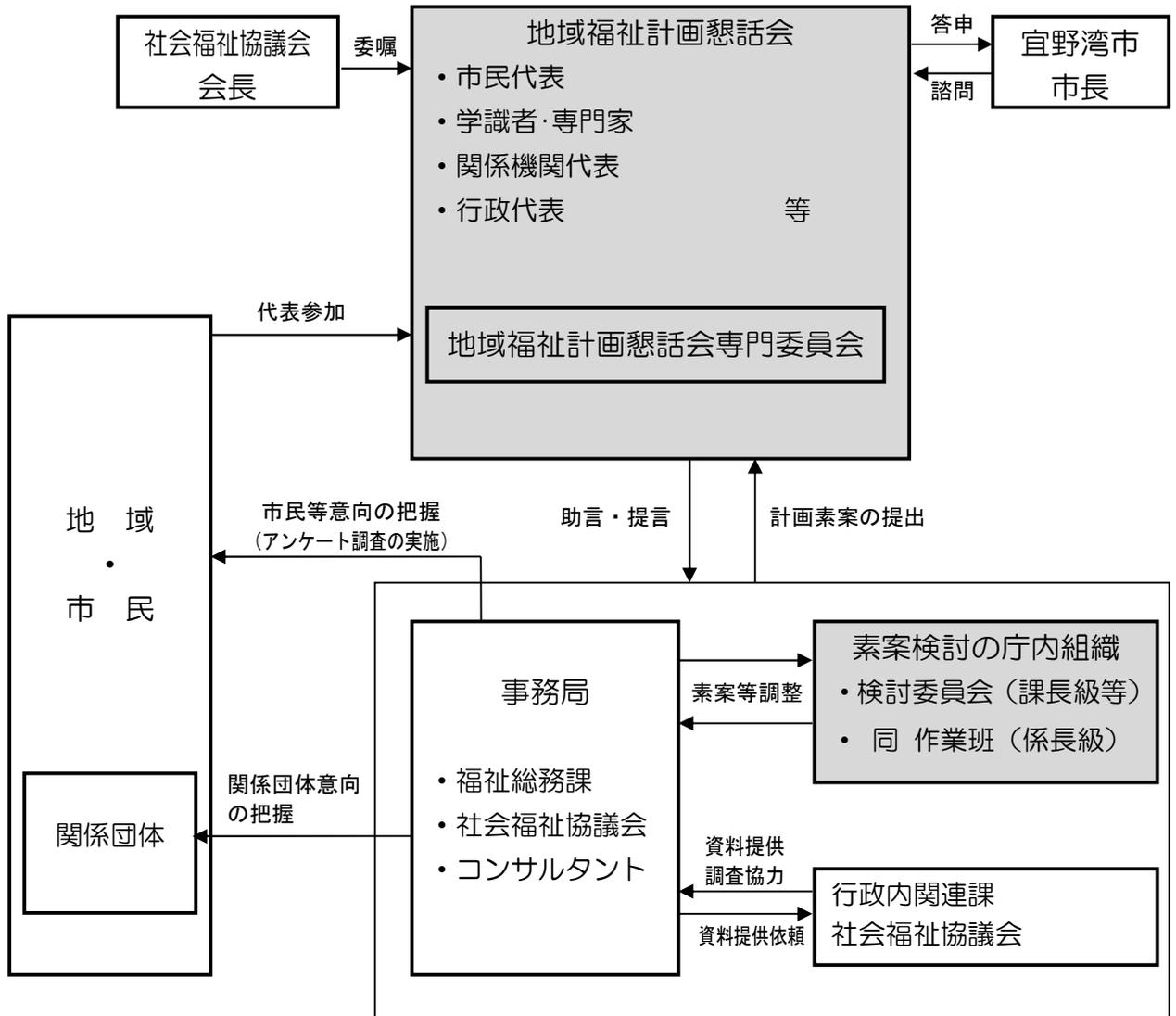
・宜野湾市の地域福祉の取組みに関する 10 個の項目に対して満足度や重要度を尋ね、散布図により相関を示したところ、「経済的に厳しい子育て家庭への支援」、「相談窓口や情報提供の充実」、「生活課題を抱える方への支援」が『重要度は高いが満足度は低い』取組みとなっており、優先的に取り組まなければならない施策といえます。

問22 宜野湾市の取り組み（満足度と重要度）



## 2 計画の策定体制

### (1) 体制図



## (2) 懇話会等の会規則と名簿

### ○宜野湾市地域福祉計画懇話会設置規則

平成9年4月1日 規則第16号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和55年宜野湾市条例第9号)第3条の規定に基づき、宜野湾市地域福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (審議事項)

第2条 懇話会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の基本的及び具体的な考え方について調査し、及び審議する。

- (1) 地域福祉に関する計画策定に関すること。
- (2) 障害者福祉に関する計画策定に関すること。
- (3) 児童福祉に関する計画策定に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関する計画策定に関すること。
- (5) その他前各号に掲げるもの以外の福祉に関する計画策定に関すること。
- (6) 前各号に掲げる計画の点検評価に関すること。

#### (組織)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 社会福祉団体の構成員
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が任命され、又は委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員の資格を失うものとする。
- 3 委員の再任は妨げない。

#### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、懇話会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 懇話会は、特定の事項を調査及び審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、12人以内の専門委員をもって組織する。

3 専門委員は、次に掲げる者のうちから、会長が選任し、市長が委嘱する。

(1) 懇話会の委員の中から会長が指名する者

(2) 委員以外で第2条の審議事項に精通する者

4 専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、専門委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は、専門委員会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、地域福祉計画を所管する課において処理する。

2 専門委員会の委員会の庶務は、第2条に規定する審議事項の各担当課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年7月21日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月15日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月22日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

○宜野湾市地域福祉計画懇話会 委員名簿(任期:令和2年8月28日～令和4年3月31日)

|    | 氏名     | 所属                            | 備考                    |
|----|--------|-------------------------------|-----------------------|
| 1  | 上地 武昭  | おきなわ地域福祉研究会                   | 1号委員(学識経験者)<br>◎会長    |
| 2  | 本村 真   | 琉球大学                          | 1号委員(学識経験者)           |
| 3  | 藤原 朋子  | 宜野湾市商工会                       | 2号委員(市民団体の構成員)        |
| 4  | 富川 朝美  | 宜野湾市民生委員・児童委員連絡協議会            | 2号委員(市民団体の構成員)        |
| 5  | 山城 百合子 | 宜野湾市自治会長会                     | 2号委員(市民団体の構成員)        |
| 6  | 仲村渠 満  | 宜野湾市社会福祉協議会                   | 3号委員(社会福祉団体の構成員)      |
| 7  | 宮城 哲哉  | 医療法人タピック<br>沖縄リハビリテーションセンター病院 | 5号委員(その他市長が必要と認めた者)   |
| 8  | 真名井 敦  | 特定医療法人アガペ会<br>地域医療包括ケアセンター    | 5号委員(その他市長が必要と認めた者)   |
| 9  | 比嘉 盛政  | 一般公募                          | 5号委員(その他市長が必要と認めた者)   |
| 10 | 岡田 洋代  | 宜野湾市福祉推進部                     | 4号委員(行政機関の職員)<br>○副会長 |

## ○宜野湾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画及び社協発展計画推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」とする。）が策定した地域福祉活動計画及び社協発展計画の評価、見直し、策定を目的とする。

### (任務)

第2条 推進委員会（以下「委員会」とする。）の任務は、次の各号に掲げる事項について審議し、本会会長（以下、「会長」とする。）に提言する。

- (1) 地域福祉活動計画の評価・見直し・策定
- (2) 社協発展計画の評価・見直し・策定
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

### (委員会の構成)

第3条 地域福祉活動計画においては、宜野湾市地域福祉計画懇話会設置規則（以下「懇話会規則」とする。）に準じ、専門委員会、懇話会にて構成する。また、社協発展計画の推進委員会は20名以内で構成する。

- 2 地域福祉活動計画は、宜野湾市地域福祉計画と一体化により作成することから、会の運営や委員構成についても懇話会規則に準じ宜野湾市役所福祉総務課と連携を図りながら運営する事とする。
- 3 社協発展計画は、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。
  - (1) 住民代表
  - (2) 福祉関係者
  - (3) ボランティア・市民活動関係者
  - (4) 行政関係者
  - (5) 学識経験者
  - (6) その他

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、地域福祉活動計画においては、懇話会規則に準じることとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 地域福祉活動計画においては、懇話会規則に準じる事とする。社協発展計画においては、委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 社協発展計画における委員長は委員会を代表し、会議を総括する。
- 3 社協発展計画における副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 地域福祉活動計画においては、懇話会規則に準じる事とする。社協発展計画においては、推進委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 社協発展計画においては、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことが出来る。

### (費用弁償)

第7条 懇話会規則に属する会合及び地域福祉活動計画の会合が同日に開催された場合は、複数支給は行わない。また、費用弁償の支払いについては、宜野湾市福祉総務課と調整の上支払う事とする。

2 懇話会規則に属する会合及び推進委員会の費用弁償を本会が支払う場合は、本会の規程に定める額を支給する。

(事務局)

第8条 地域福祉活動計画・社協発展計画の事務局は、本会内に事務局を置く。

(計画の名称)

第9条 地域福祉活動計画の名称については、宜野湾市地域福祉計画に準じる事とする。

2 社協発展計画の名称については、推進委員会にて名称を定める。

(補 則)

第10条 地域福祉活動計画においては、懇話会規則に準じ定める。

2 社協発展計画においては、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要に応じ会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成19年9月11日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月14日から施行する。

3 この要綱は、「宜野湾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 推進委員会設置要綱」を廃止し、「宜野湾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画及び社協発展計画推進委員会設置要綱」として令和3年11月24日から施行する。

○宜野湾市地域福祉計画懇話会 第4次宜野湾市地域福祉計画専門委員会 及び  
宜野湾市地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

|    | 氏 名    | 所 属                    | 備 考                     |
|----|--------|------------------------|-------------------------|
| 1  | 上地 武昭  | おきなわ地域福祉研究会            | 1号委員 (学識経験者)<br>◎委員長    |
| 2  | 本村 真   | 琉球大学                   | 1号委員 (学識経験者)            |
| 3  | 仲村 義明  | 宜野湾市商工会                | 2号委員 (市民団体の構成員)         |
| 4  | 富川 朝美  | 宜野湾市民生委員・児童委員連絡協議会     | 2号委員 (市民団体の構成員)         |
| 5  | 山城 百合子 | 宜野湾市自治会長会              | 2号委員 (市民団体の構成員)         |
| 6  | 仲村渠 満  | 宜野湾市社会福祉協議会            | 3号委員 (社会福祉団体の構成員)       |
| 7  | 玉城 久美子 | 宜野湾市地域包括支援センター<br>かいほう | 4号委員 (社会福祉団体の構成員)       |
| 8  | 結城 和昭  | 宜野湾市身体障がい者福祉協会         | 5号委員 (社会福祉団体の構成員)       |
| 9  | 松前 英行  | 一般公募                   | 5号委員 (その他市長が必要と認めた者)    |
| 10 | 岡田 洋代  | 宜野湾市福祉推進部              | 4号委員 (行政機関の職員)<br>○副委員長 |

○宜野湾市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成8年7月17日

訓令第15号

改正 平成10年5月29日訓令第12号

平成16年3月23日訓令第1号

平成17年9月16日訓令第13号

令和4年3月25日訓令第17号

(設置)

第1条 宜野湾市地域福祉計画の策定に必要な検討を行うため、宜野湾市地域福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 障害者福祉計画案の策定に関すること。
- (2) 児童育成計画案の策定に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画に関すること。
- (4) その他、本市の社会福祉事業の総合的施策の計画案の策定に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、地域福祉計画を策定する担当部署（以下「担当部署」という。）の次長及び関係部署の課長をもって組織し、委員は市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に担当部署の次長、副委員長に関係部署の次長をもって充てる。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(作業班)

第6条 検討委員会の下に、計画案に係る具体的な事項を調査・検討させるため作業班を置く。

- 2 作業班は、部署の係長、関係部署の係長又は職員で組織し、班員は市長が任命する。ただし、市長が必要と認めるときは、職員以外の者を班員に委嘱することができる。
- 3 作業班に班長を置き、班員の互選により、これを決める。
- 4 班長は会議を招集し、その議長となる。
- 5 班長は作業班を代表し、会務を総理する。
- 6 班長は、必要に応じ、作業班以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 7 班長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ班長の指名した班員がその

職務を代理する。

8 作業班は、班長の指示により特定事項の調査・検討を行う専門会議を開催することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会、作業班の庶務は、第2条各号に定める計画案を担当する部署において行う。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年5月29日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の第7条第3項、第8条、別表第2及び別表第3の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月23日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月16日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市地域福祉計画検討委員会設置要綱は、令和3年7月25日から適用する。

○宜野湾市地域福祉計画検討委員会 名簿

|    | 所 属          | 氏 名    | 備 考  |
|----|--------------|--------|------|
| 1  | 福祉総務課長（次長兼務） | 宮城 葉子  | 委員長  |
| 2  | 介護長寿課長（次長兼務） | 松本 勝利  | 副委員長 |
| 3  | 児童家庭課長       | 浜里 郁子  |      |
| 4  | 児童家庭担当主幹     | 棚原 佳乃  |      |
| 5  | 子育て支援課長      | 香月 直子  |      |
| 6  | こども企画課長      | 津島 美智子 |      |
| 7  | 障がい福祉課長      | 島袋 尚   |      |
| 8  | 生活福祉課長       | 與那原 類  |      |
| 9  | 健康増進課長       | 玉城 悟   |      |
| 10 | 市民防災室長       | 宮城 竜次  |      |
| 11 | 市民協働推進課長     | 金城 美千代 |      |
| 12 | 市民生活課長（次長兼務） | 伊佐 真   |      |
| 13 | 都市計画課長（次長兼務） | 又吉 直広  |      |
| 14 | 消防本部警防課長     | 島袋 保   |      |
| 15 | 教育委員会指導課長    | 與那嶺 哲  |      |

○宜野湾市地域福祉計画検討委員会 作業班 名簿

|    | 所 属             | 氏 名    | 備 考  |
|----|-----------------|--------|------|
| 1  | 福祉総務課 総務係長      | 山城 康代  | 委員長  |
| 2  | 介護長寿課 長寿支援係長    | 国頭 陽子  | 副委員長 |
| 3  | 児童家庭課 児童家庭係長    | 山川 歩   |      |
| 4  | 子育て支援課 保育児童係長   | 富濱 祐敏  |      |
| 5  | こども企画課 こども育成係長  | 當山 ゆかり |      |
| 6  | 障がい福祉課 自立支援担当主査 | 富 正俊   |      |
| 7  | 生活福祉課長 生活支援係長   | 垣花 浅枝  |      |
| 8  | 健康増進課 健康推進係長    | 佐久田 貴子 |      |
| 9  | 市民防災室 市民防災係長    | 宮城 周作  |      |
| 10 | 市民協働推進課 市民協働係長  | 喜舎場 健司 |      |
| 11 | 市民生活課 市民・安全係長   | 瀬崎 正敏  |      |
| 12 | 都市計画課長 工事係長     | 比嘉 祥二  |      |
| 13 | 消防本部警防課 係長      | 喜瀬 慎寿  |      |
| 14 | 教育委員会指導課 指導担当主査 | 由 博文   |      |

(3) 第四次宜野湾市地域福祉計画・第四次宜野湾市地域福祉活動計画の検討経過等

| 年 月 日               | 内 容 等   |
|---------------------|---|
| 令和3年7月20日<br>～8月16日 | 市民意識調査の実施（地域福祉に関するアンケート調査）<br>・配布数 3,000 件中、有効回収数は 743 件（有効回収率 24.8%）   |
| 令和3年7月28日           | 第1回庁内検討委員会・第1回作業班会議（合同会議）<br>・業務の進め方・内容・スケジュール等について<br>・第三次計画の点検・評価について                                       |
| 令和3年7月30日           | 市長から宜野湾市地域福祉計画懇話会への諮問<br>第1回宜野湾市地域福祉計画懇話会【書面会議】<br>・業務の進め方・内容・スケジュール等について<br>・第三次計画の点検・評価について<br>・専門委員会選任について |
| 令和3年9月3日<br>～9月14日  | 関係団体意向調査の実施<br>・配布団体数：36 団体（うち、24 団体より回答）   |
| 令和3年9月13日           | 第2回作業班会議<br>・基礎データ等の整理<br>・アンケート結果報告<br>・課題の整理  |
| 令和3年9月30日           | 第1回宜野湾市地域福祉計画懇話会専門委員会【Web 会議】<br>・業務の進め方・内容・スケジュール等について<br>・基礎データ等の整理<br>・アンケート結果報告<br>・第三次計画の点検・評価について       |
| 令和3年10月29日          | 第2回庁内検討委員会・第3回作業班会議（合同会議）<br>・団体アンケート結果の報告<br>・課題の整理<br>・総論（計画の位置づけ、計画期間等）                                    |
| 令和3年11月9日           | 第2回宜野湾市地域福祉計画懇話会専門委員会<br>・団体アンケート結果の報告<br>・課題の整理<br>・総論（計画の位置づけ、計画期間等）<br>・地域福祉活動計画との一体的策定について                |
| 令和3年12月8日           | 第3回庁内検討委員会・第4回作業班会議（合同会議）<br>・各論（目標1・2・3）   |
| 令和3年12月24日          | 第3回宜野湾市地域福祉計画懇話会専門委員会<br>・地域福祉活動計画委嘱状交付<br>・各論（目標1・2・3）   |
| 令和4年1月17日<br>～1月21日 | 各課確認<br>・総論追加部分（チュイシーゼネットワーク・目標指標）の検討   |

|                    |  |
|--------------------|--|
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各論修正内容の検討</li> <li>・全体確認</li> </ul>  |
| 令和4年1月18日          | <p>第4回宜野湾市地域福祉計画懇話会専門委員会【Web会議（一部書面会議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総論追加部分（チェイシーゼネットワーク・目標指標）の検討</li> <li>・各論修正内容の検討</li> <li>・全体確認</li> </ul> |
| 令和4年1月24日<br>～2月4日 | <p>パブリックコメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの意見3件</li> </ul>   |
| 令和4年2月17日          | <p>第5回宜野湾市地域福祉計画懇話会専門委員会【Web会議（一部書面会議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次地域福祉計画・第四次地域福祉活動計画（案）の全体確認</li> </ul>                                   |
| 令和4年2月24日          | <p>第2回宜野湾市地域福祉計画懇話会【Web会議（一部書面会議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第四次地域福祉計画・第四次地域福祉活動計画（案）の全体確認</li> </ul>  |
| 令和4年3月24日          | 宜野湾市地域福祉計画懇話会から市長への答申  |

### 3 用語集

#### 《あ行》

##### あしび村やーデイサービス

一人暮らしや外出する機会が少ない65歳以上の高齢者が対象で、地域の公民館に週1回集まり、趣味の講座や地域でやりたいことを計画し、地域の方と交流する機会を増やし、生きがいをづくり活動を行うサービス。

##### NPO 法人 (Non Profit Organization)

民間非営利機関（団体）、非営利事業体。活動が公益のためであり、かつ営利を追求しない事業を行なう民間団体のこと。

#### 《か行》

##### 宜野湾市子ども未来応援計画

「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、将来に向かって夢や希望を持って成長していける地域社会の実現を目指す」ことを理念とし、すべての子ども・子育て家庭に対する支援を総力的に取り組み、貧困の連鎖を断つことを目的として策定された計画。

##### 宜野湾市市民協働推進基本指針

宜野湾市の協働の基本的な考え方や施策指針を位置付けた指針。平成27年6月に策定。

##### 宜野湾市総合計画

宜野湾市の目指すべき将来像を設定し、まちづくりを計画的、総合的に進めるため必要な施策を定めたもので、本市の最上位にあたる計画。

##### 宜野湾市第6期障がい福祉計画及び宜野湾市第2期障がい児福祉計画

令和2年に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容を踏まえ、新たな成果目標、サービスの見込み量及びサービス確保に向けた考え方などを定めた計画であり、『第四次宜野湾市障がい者基本計画』におけるサービス等の提供体制に係る実施計画としての性格を有する。

##### 健康ぎのわん21（第2次）

健康増進法に基づき、市民の自己健康管理能力の向上、生活習慣病・早世の予防、健康寿命の延伸を図るために、本市の健康づくりの目標と施策を定めた計画。

## 《さ行》

### 社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体。  
「住民が安心して暮らせる地域社会」の実現のため、民間の自主的な福祉活動の中核を担うとともに、健康福祉に関する地域の様々な問題を地域住民やボランティア、社会福祉関係機関、行政機関の参加・協力を得ながら解決をめざす公益性の高い非営利団体。

### 成年後見制度

判断（意思）能力が著しく低下した認知症高齢者や知的・精神障がい者などに対し家庭裁判所による法定後見人を選任し、本人の利益行為を代行して後見する制度。

## 《た行》

### 第 2 期宜野湾市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法の施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、または保育の量的拡大および確保、ならびに地域における子ども・子育て支援の充実を目的として策定された計画。

### 第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画

国の示した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を受け、子育て・生活支援、就労支援、経済的支援など、ひとり親家庭の自立に向けた多様な支援方策を定めた計画。

### 第四次宜野湾市障がい者基本計画

障害者基本法に基づき、障がいのある人もない人も分け隔てなく地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加を推進するための施策に関する基本的な計画。

### 地域支え合い活動委員会

住民参加のまちづくりに向け、行政区単位で立ち上げを進めている支え合い活動の組織。市内の全地域で設置されている。

宜野湾市独自の名称。

### チュイシージー

沖縄の方言。自分の能力の範囲で思いやりをもってお互いに助け合うということ。

## 《な行》

### 日常生活自立支援事業

判断（意思）能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者などを対象に、その権利を擁護する事業。事業者（社会福祉協議会）が当事者との委任契約にもとづいて福祉サービスに関する情報提供や相談・助言、手続きや費用支払いの援助、また日常的な金銭管理や預金通帳の預かりサービス等を行い、当事者が自立して日常生活を過ごせるよう援助する。

## 《は行》

### ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員登録し、相互援助活動を行う。（例：保育所・幼稚園等の開始前や終了後に子どもを預かること。等）

本市では、平成19年4月にセンターを開所している。

### 福祉サービス

社会福祉に関わる行政の施策、民間福祉団による事業・活動によって提供されるサービス。具体的には在宅福祉サービスとしての訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）などによって提供されるサービスがある。施設福祉サービスとして介護老人福祉施設、身体障害者更生援護施設など施設への入所がある。

### 福祉のまちづくり条例

だれもが住みよいまちづくりを進め、すべての人が社会参加できる福祉のまちをつくる条例。超高齢社会を迎え、高齢者や障がい者を含むすべての人が自由に移動ができ、自由に活動することができるまちづくりを推進するための条例で、高齢者や障がい者等に配慮した施設の整備などがうたわれている。

## 《や行》

### ユニバーサルデザイン

まちづくりやものづくりの際に、年齢や性別、国籍、身体の状態など、それぞれの特性を超えて、できるだけ全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮した施設、製品などをデザインすることや、そのような考え方。